

横浜支部会則の改正

2018 年 1 月 10 日

第 3 条 本支部は雑誌「新ハイキング」の年間会員をもって構成する。

改正案

第 3 条 本支部は「新ハイキング」の A：本部会員（会報購読）と B：賛助会員（会報購読せず）の 2 種類（A 又は B のいずれかを選択）の会員で構成する。
例外として C：他支部重複の本部会員（他支部から本部登録している本部会員）を含む。

第 5 条 委員。支部には支部長 1 名、副支部長 1 名以上、担当係の委員を必要数おく。
任期は 1 年とし、再選は妨げない。
委員は会員から募集又は選出し、例会出席者の 2/3 以上の賛成で承認される。
（支部長、副支部長と担当係の選出方法は別途覚書で定める）。

改正案

第 5 条 委員。支部には支部長 1 名、副支部長 1 名以上、担当係の委員を必要数おく。
任期は 1 年とし、再選は妨げない。
委員は会員から募集又は選出し、例会出席者の 2/3 以上の賛成で承認される。
（支部長、副支部長と担当係の選出方法は別途覚書で定める）。
委員は、本部関係委員と支部内関係委員の 2 種類の委員からなる。
本部関係委員は支部長及び本部連絡委員とし、両委員は本部会員である事。賛助会員が選ばれた場合は自主的に本部会員に登録する。
支部内関係委員は本部会員又は賛助会員とする。
支部内関係委員は下記とする。
副支部長・会場・会報・印刷・発送・山行・会計・保険・書記・HP・会計監査

第 8 条 会費：3 月末までに次年度分の会費を納入する。
途中入会者は 4 ヶ月毎に低減された相当額を支払う。
（1）途中退会者には返却しない。
（2）未納者は退会とみなす。

改正案

第 8 条 会費：3 月末までに次年度分の会費を納入する。
途中入会者は 4 ヶ月毎に低減された相当額を支払う。

(1) 途中退会者には返却しない。

(2) 未納者は退会とみなす。

・支部費について

支部会費は基本的に 3,800 円/年とする。具体的な支払額はA：本部会員及びB：賛助会員及びその他（C：他支部から本部会員登録している本部会員）で異なる。

・本部に支払う金額について

支部は所属する会員（賛助会員を含む）の会員数に応じた団体会員の会費を毎年7月末までに本クラブ（新ハイキングクラブ）に納入しなければならない。

支部は毎年7月末までに、支部に所属する本クラブの正会員の人数に応じた交付金を受けることが出来る。（交付金は 1,500 円／1 人）

A：本部会員：3,800-1,500=2,300 円（本部への名簿登録後、本部会員のみ 1,500 円/1 人のキャッシュバックが本部から支部に資金的援助があるので、本部会員のみ事前に 1,500 円減額処理をする。但し初年度のみ 3,800 円とし次年度以降 2,300 円。退会時精算する。）

B：賛助会員：3,300+500=3,800 円（500 円は賛助会員としての登録料として支部から本部へ送金する。）

C：他支部から本部会員登録している本部会員：3,300 円（他支部から本部会員登録している本部会員は、横浜支部提出の本部会員名簿には記載せず。）

覚書ー 2 横浜支部の運営に関する一般事項及び委員の担当（係）業務実施要領

3 本部会費（「新ハイキング誌」本代）は、直接本部に振り込む。

振込用紙に「横浜支部扱い」と記入して振り込むと、300 円支部に補助があるので、本部会費 1 年分は 6,700 円、2 年分は 12,200 円振り込み、支部補助金の 300 円は平成 24 年度分より支部会費 3,000 円と一緒に「新ハイキングクラブ横浜支部」名義の郵便局口座に 3,300 円を振り込む。

改正案

3 本部会費（「新ハイキングクラブ」会報誌の代金）は、各自が直接本部（新ハイキング社）に振り込む。（支部内ではA：本部会員と呼称する）

本部会費 1 年分は 5,000 円、2 年分は 9,000 円振り込む。但し支部から本部に名簿提出後に本部より支部会計に資金的援助 1,500 円／1 人（1 年）のキャッシュバックがあるので本部会員は支部費を 1,500 円（1 年）減額する。但し該当年度末に本部より精算される為、1,500 円減額は改正規約成立後初年度のみ適用せず、次年度以降適用する。退会時に精算する。

7 支部会員の条件

支部に加入するには新ハイの会員であることが条件である。遭難救援者費用と個人賠償保証の付いた保険に加入すること。支部は原則として、最近の会員名簿を年 1 回新ハイ本部に提出する。

改正案

7 支部会員の条件

支部に加入するには新ハイの本部会員又は新ハイ賛助会員であることが条件である。遭難救援者費用と個人賠償保証の付いた保険に加入すること。支部は原則として、最近の会員名簿を年 1 回新ハイ本部に提出する（A：本部会員、B：賛助会員）。但しC：他支部から本部会員登録している本部会員のみ、横浜支部から本部への名簿登録はしない。

(11)その他

ア 支部ニュースへの会費納入依頼

毎年 1 月から 3 月までの期間、支部会員に翌年度の会費（会費 3,000 円）と本部からの支部補助費相当額（300 円）合計 3,300 円を 3 月末までに指定の口座に振り込み支払うよう周知をはかる。

イ 会費収納口座金融機関、口座名、口座番号は会計事務取扱手続きに記載する。

ウ 記念行事にかかる編集委員会、実行委員会等を立ち上げた時は予算（会合予定数、人数、会計係、記録係等）の報告を受け、予算措置を講じ支部長に報告する。

エ 会計係の事務は会計事務取扱手続きによる。

改正案

(11)その他

ア 支部ニュースへの会費納入依頼の記載

毎年 1 月から 3 月までの期間、支部会員に翌年度の支部会費を 3 月末までに指定の口座に振り込み支払うよう周知をはかる。

A：本部会員及びB：賛助会員及びC：その他（他支部から本部会員登録している本部会員）の支払金額は第 8 条参照。

イ 会費収納口座金融機関、口座名、口座番号は会計事務取扱手続きに記載する。

ウ 記念行事にかかる編集委員会、実行委員会等を立ち上げた時は予算（会合予定数、人数、会計係、記録係等）の報告を受け、予算措置を講じ支部長に報告する。

エ 会計係の事務は会計事務取扱手続きによる。